

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 規制対象行為の拡大

一 次に掲げる行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすることとする。

(一) 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所に押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつく行為（第二条第一項第一号関係）

(二) 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為（第二条第一項第五号関係）

二 次に掲げる行為を「位置情報無承諾取得等」として、規制の対象とすることとする。

(一) 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報を記録し、又は送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）（二）の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得する行為（第二条第三項第一号関係）

(二) 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報

記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為（第二条第三項第二号関係）

第二 禁止命令等に係る書類の送達

禁止命令等について、書類を送達して行うこととともに、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとする。（第五条関係）

第三 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとする。ただし、第一の二、第二及び第三の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとする。（附則第一条

関係）